

平成26年第4回定例会  
斑鳩町議会会議録

平成26年12月4日  
午前9時00分 開議  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員（15名）

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	寺田良信	係長	大塚美季
--------	------	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	乾善亮
総務課長	黒崎益範	総務課参事	谷口智子
企画財政課長	西巻昭男	税務課長	加藤恵三
住民生活部長	植村俊彦	福祉課長	本庄徳光
国保医療課長	山崎善之	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	住民課長	岡村ひとみ
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	佃田眞規
観光産業課長	井上貴至	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	西川肇	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	真弓啓	上下水道部長	谷口裕司
下水道課長	上田俊雄		

## 1, 議事日程

### 日 程 1. 一般質問

#### 〔1〕 10番 坂口議員

##### 1. 災害時の対策について

- (1) 災害対策基本法の改正について。
- (2) 避難行動要支援者名簿と個人情報保護との関係性について。
- (3) 災害備蓄品の活用について。

##### 2. 大字龍田財産区財産について

- (1) 下司田池の今後の管理と活用について。

#### 〔2〕 11番 飯高議員

##### 1. 三代川改修工事の進捗と美化活動事業について

- (1) 三代川改修工事計画の進捗状況について問う。
- (2) 三代川の植栽状況と課題について問う。
- (3) 今後の三代川美化活動事業の充実について問う。

##### 2. 学校安全ボランティアの充実について

- (1) 学校ボランティアの活動の現状について問う。
- (2) 学校ボランティアの緊急時の対応における活動マニュアルについて問う。
- (3) 学校ボランティアの活動分布と拡充について問う。

##### 3. 避難所の安全確保と運営のための整備の充実について

- (1) 避難所における非構造物材等の耐震化対策の進捗状況について問う。
- (2) 避難所運営マニュアルの作成の状況について問う。
- (3) 災害弱者の視点からの運営について問う。

①防災会議で女性の意見がどのように反映されているのか。

②乳幼児品や女性用品などの必要な物資の確保について、どのように進んでいるのか。

③避難所での女性専用のスペース確保について、どのように考えられているのか。

#### 〔3〕 2番 小林議員

##### 1. 斑鳩の魅力発信について

- (1) 町HPのリニューアルについてはどのようなコンセプトに基づき新しくしていくのか。
- (2) HPに動画等を活用し、身近な斑鳩をPRしてはどうか。
- (3) 広告料金収入について。
- (4) 地域資源・観光資源を守りぬく覚悟について。

〔4〕 5番 伴議員

1. 人口減少への対応について

- (1) 推計通りに人口が減少した場合に発生しうる諸課題について伺う。
  - ① どの様な事を想定しているのか。
  - ② それに対し、現時点でまたは今後どの様な対応が必要と考えているのか。

2. 学校教育について

- (1) 町立小中学校の授業をさらに充実させることについて教育委員会の見解を伺う。
  - ① 夏季補習の充実について。
  - ② 土曜授業の復活もしくは土曜日に子どもたちに当町独自の新しい取り組みが行うことが検討できないか。
  - ③ 平日の授業及びクラブ活動をさらに充実させる施策について。
  - ④ 外国語授業の取り組みについて子どもたちの発表の場を設けてはどうか。

〔5〕 14番 木澤議員

1. 小規模企業基本法に基づく小規模事業者の振興について

- (1) 町内小規模事業者の実態について。
- (2) 小規模企業振興基本法の制定に対する町の受け止めと、今後の取り組みについて。

2. 子ども子育て支援事業計画について

- (1) 学童保育の時間延長について。
- (2) ファミリーサポートセンターの考え方と今後の取り組みについて。
- (3) 小中学校と幼稚園での30人学級編成について。
- (4) 子育て就労等の両立のための環境整備に対する町の取り組みと成果について。

3. 「みなし控除」の適用について

(1) 来年度実施に向けての町の考え方について。

〔6〕 8番 小野議員

1. 土地の固定資産税について

(1) 固定資産税はどのような過程を経て課税されるのかを問う。

(2) その「賦課の公平性」についての認識を問う。

(3) 法14条地図実施地域における固定資産税の課税についてを問う。

2. 都計道路法隆寺線の供用について

(1) 都市計画道路の位置付けと、事業実施および供用手続きについてを問う。

(2) 中央公民館の国道側入口が閉鎖された状況と法隆寺線の供用開始時期についてを問う。

3. 斑鳩町立学校少人数学級について

(1) 少人数学級実施要綱と編制実施基準を問う。

(2) 「県学級編制基準」と「30人学級編制」実施についてを問う。

4. 「放置空家」対策法について

(1) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の概要と現時点での認識を問う。

(2) 町の責務である空家等対策計画の作成および対策の実施についてを問う。

〔7〕 13番 里川議員

1. 町内各道路にある街路樹の管理について

(1) 色が変わっていく樹木など趣きがあることも町づくりのなかでは美しさもあると思う。

①国道・県道で落葉が多く積もっているようなところもあるが、管理はどのようになっているか。

②町道に関して家が近くになく、落葉が汚なくなっているところはないか。

2. 町内の街灯や防犯灯のLED化が進むなかで、未だ変わっていないところについて。

(1) 町のなかで道が1本違うなどすぐ近くでもLEDになっている所

となっていない所があることについて、町の把握はどうなっているのか。

(2) 公共施設周辺のLED化について。

3. 介護保険制度の改正について

(1) 要支援者に対するサービス提供について。

(2) 保険料の高騰について。

(3) 基金の取り崩しについて。

4. 後見人制度等の必要性と現状について

(1) 高齢世帯で配偶者が亡くなられたりした場合、残された人の対策が望まれるが現況はどうなっているのか。

(2) 今後、さらに使いやすい制度となり、制度を周知することについて。

5. 教育委員会改革と言われていることについて

(1) 今後の関係する条例や規則の改正について。

---

1. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

( 午前9時00分 開議 )

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けいたします。

初めに、10番、坂口議員の一般質問をお受けいたします。

10番、坂口議員。

○10番（坂口徹君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして、私の一般質問を始めさせていただきます。

その前に、私が学生時代から毎年のようにスキーに行っている長野県白馬村で、11月22日、マグニチュード6.7の大きな地震により、多くの被害が発生いたしました。

私の知り合い宅では、棚から物が落ちるとか、寝ていたベッドが30センチほど移動したというふうに聞いていますけれども、幸いにも建物被害やけがはなかったということで安心したところですが、被災された方々には一日も早い復興を願うものであります。

これに関連ということでもないんですけども、最初の質問で、災害時の対策についてということで、昨年6月に災害対策基本法が改正されましたが、その背景と改正内容について、お聞きいたします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） まず、平成25年6月の災害対策基本法の改正に係ります背景についてでございますが、東日本大震災の教訓をもとに、今後の防災対策を充実強化するため、平成24年6月に成立した同法の改正から、引き続き検討すべきとされた諸課題について、中央防災会議の報告に基づき、さらなる法制上の措置が講じられたものでございます。

その主な改正の内容についてでございますが、大きく4つに分けることができまして、1点目は、大規模広域な災害に対する即応力の強化等の観点から、災害の発生により地方公共団体がその全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合に、国が被災自治体を支援するため必要な規定が創設されました。

2点目は、住民等の円滑かつ安全な避難の確保の観点から、災害の種類に応じて、一定の基準を満たす施設または場所を指定する緊急避難場所として指定するとともに、高

齢者や障害者などのうち、災害発生時にみずから避難することが困難な者で、避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者として定義し、避難行動要支援者の名簿を作成しなければならないことが定められました。

3点目は、被災者保護対策の改善の観点から、市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設をあらかじめ指定避難場所として指定することや、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができることとされ、その台帳の作成に際し必要な個人情報を利用することが定められました。

4点目は、平素からの防災への取り組みの強化の観点から、基本理念として、減災の考え方や、自助、共助、公助のバランスなどが明記されるとともに、市町村、民間事業者、住民、各主体の役割の明確化が図られたところでございます。

○議長（中西和夫君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口徹君） ありがとうございます。

この改正では、避難行動要支援者の名簿を作成すること、そして、その名簿情報を関係者に提供できるというふうになっておりますけれども、この名簿、非常に重要な個人情報が含まれております。その個人情報保護の観点から、町としてはどのように考えているのか、お聞きいたします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 昨年の災害対策基本法の改正によりまして、従来の災害時要支援者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合にみずから避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを、新たに避難行動要支援者と定義されたところであり、市町村長においては、避難行動要支援者を把握し、名簿を作成しておくことが義務づけられたところでございます。

また、この名簿情報につきましては、災害の発生に備え、平常時においても、条例により特段の定めがあるとき、または名簿に記載された本人の同意があれば、民生委員や自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者に情報提供ができる旨が定められました。

災害の発生時には、本町の個人情報保護条例第9条第1項第3号に規定する緊急やむを得ないときについては、個人情報を外部の者に提供することができるという規定により、安否確認等に際し必要な情報提供を行うことが可能であると考えております。

また、避難行動要支援者の情報につきましては、安否確認、救助活動、避難後の生活再建等を実施していく上で、平常時から、支援や救助を担う機関、組織、個人など共有しておく必要があると考えております。

一方で、平常時から情報共有を図る上では、支援や救助を担う自治会や自主防災組織等において、提供された個人情報適切に管理できるような体制整備が必要になってまいります。

こうしたことから、今後、町といたしましては、個人情報の取り扱いに係るマニュアル整備等による支援、また、自治会や自主防災組織等への避難行動要支援者名簿に関する情報提供に向けた方法につきまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口徹君） この名簿は、非常に重要な個人情報を含んでおります。その取り扱いにつきましては、慎重にさせていただきようをお願いしておきます。

それでは、自治会や自主防災組織などの地域において、災害時での避難行動支援者等の避難を想定した訓練等を行っているのか、お聞きいたします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） これまで、自治会や自主防災組織において実施されておられる訓練につきましては、主に初期消火訓練など火災に対する訓練がなされてまいりました。

しかしながら、近年、各地で地震や集中豪雨等に伴います災害が多発する中、災害の種類に応じた避難体制等をとる必要があることから、訓練内容につきましても、さまざまな状況を想定した訓練が実施をされております。

こうした中、本町の自治会や自主防災組織の中でも、避難時に支援が必要な方の名簿を独自で作成されているところや、実際に車椅子等を用いて避難所までの移動支援を行う訓練を実施されているところもございます。

今後におきましても、より積極的に取り組みを進めていただけるよう、自治会や自主防災組織に対しまして、災害時に避難される際に支援が必要な高齢者、障害者の方々に対する対応も含めた訓練を実施していただくよう、町からも働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口徹君） 私の住まいしています幸進町の自治会では、このような支援が必要な高齢者や障害者の方々を含めた避難訓練というのは行ったことがないので、今後、検討していきたいなというふうに考えております。



しかしながら、通常の訓練として、今年の9月に放水訓練、それと炊き出し訓練を実施させていただきました。

その際、町の備蓄しておられるアルファ米を炊き出し訓練として使用させていただきましたけれども、そのつくり方について、幸いにもうちの自治会には、それをつくったことの実験者がおられましたので、非常にスムーズにこれを行うことができました。しかし、これ、実際初めてつくれというふうに言われてもなかなかできるものではないというふうに実感いたしました。実際、1回つくっておくということが非常に重要であるというふうに感じた次第であります。

町の備蓄品においても、期限切れとなる非常食が毎年のように出てくると思うので、そうした非常食を活用しての訓練を行ってもらうよう働きかけをしていただければと思いますが、町としてはどのようにお考えになっているのか、お聞きいたします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 自治会や自主防災組織が実施される避難訓練におきまして、炊き出し訓練等を行われる際に、町で備蓄しております災害備蓄品の提供の依頼がございましたら、備蓄をしております食料品のうち、消費期限が間もなく到来するものから順に無償で提供させていただいております。

町といたしましては、実践的な炊き出し訓練を行っていただくことにより、地域コミュニティ意識の向上や、災害時の共助精神の育成につながるものとして、また、参加者の方がそれぞれ災害に備えて食料の備蓄を行っていただくきっかけとなるものと考えております。

地域防災力の向上を図るためにも、こうした災害備蓄品を有効的に活用していただく炊き出し訓練を、各自治会や自主防災組織において、より幅広く積極的に実施していただけるよう、今後も広報等に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口徹君） この、1度体験しておくということ、非常に重要であるというふうに思います。多くの団体の方、また、役場の職員の方々にもできれば経験していただき、1度体験したら大丈夫だというふうに考えていますので、その辺、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問です。大字龍田財産区財産についてですが、これについては、11月21日の総務常任委員会において、水利組合の解散ということが報告されました。これを受けて、下司田池の今後の管理と活用について、お聞きいたします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 今後の下司田池の管理と活用についてのご質問でございますが、議員も申されましたように、去る11月21日開催の総務常任委員会でご報告を申しあげましたとおり、水利組合と協議を続けてまいりました結果、平成26年10月31日付で水利組合の解散及び権利放棄通知書の提出が町にあり、水利組合の解散と下司田池に関する水利権及びこれら以外の全ての権利を無償で放棄することの通知を受けております。

これによりまして、課題となっておりました水利権の解決が図られましたこと等から、本年度末をもって大字龍田財産区の財産を町に移管し、大字龍田財産区特別会計を廃止した上で、新年度から一般会計で管理を行ってまいりたいと考えております。

また、昭和55年に締結をいたしております斑鳩町大字龍田財産区財産管理に関する協約の第5条には、「財産区財産に付随する水利権が消滅することとなる事態が予測される時又は消滅することとなった時は、大字龍田財産区管理者である斑鳩町長と下司田水利組合による協議のほか、斑鳩町議会、旧大字龍田地区住民代表等の意見を徴する等、適切な方法をもって、法趣旨に則り財産区財産の活用を図るものとする」と定められております。

そうしたことから、今後の下司田池の活用方法といたしましては、第三者への売却、公共用地としての活用などが考えられますが、地元自治会、周辺住民の皆さまのご要望を尊重しながら、議会の皆さまにもご相談申しあげ、その方針につきまして、慎重に検討、対応してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口徹君） ただいまのご答弁で、地元自治会、周辺住民の皆さまのご要望を尊重しながらというふうに言っておられますので、私どもこの池の下に住まいしている者にとりましては、ここ最近のこの豪雨や地震等による堤防の決壊ということを非常に心配しております。

今後の活用については、この周辺ですね、周辺には、災害時に一時避難できるような大きな広場も全くないような状況であります。そういったことから、我々といたしましては、公園ということの整備をしていただくようお願いしたいと思います。

これを強く要望いたしまして、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、10番、坂口議員の一般質問は終わりました。

続いて、11番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。

11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） では、通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます。

まず1番目の、三代川の美化活動事業についてであります。

日ごろより、三代川愛護会の方々が、助宗さんの遺志を継ぎ、三代川の早期改修と、また河川の美化活動を目的として積極的に活動していただいております。特に、三代川の環境を守るため、植栽を初め、除草作業などの維持管理を、地域周辺の皆さんが参加し取り組んでいただいているところでございます。

しかしながら、今般の三代川の改修工事が進んでいないことや、また、植栽の維持管理が年々困難な状況となっているように考えます。将来において河川の改修工事や、また、植栽の管理についての課題がある状況になっていると考えますので、それについて質問をさせていただきます。

まず1点目の、三代川改修工事計画の進捗状況について。

ここ最近、三代川の改修工事の計画がどのように進んでいるのか。現在の進捗について、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 三代川河川改修の事業の進捗状況でございますけれども、JR踏切南側下流部におきまして、平成18年度から平成21年度の間で用地買収が行われてきたところでございます。その後、平成22年度には、JR踏切南側におきまして、沿線地権者の方々と土地の境界確認のための立ち会いが行われております。

その結果、当該地域のJRや県の所有地なども含めて公図と土地の実態に不整合が見られたことから、その整理をまず行う必要が生じ、現在に至っております。

その作業におきましては、JR、法務局と協議を行い、その解決に取り組んでこられましたけれども、この間、町としても、県に対し早急な事業進捗を申し入れ、事業進捗のための協力等を積極的に行ってきております。

現在、当該地の整理につきましては最終段階に来ており、今後、各地権者の方々に対して、その説明や協力をお願いを行っていくことになるかと聞いておりますので、町といたしましても、事業進捗に対して今後も積極的に働きかけ、努力してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 三代川の改修進捗状況というのが、今、よくわかりました。以前からそういった答弁もされているわけですが、なかなか進まないという状況が見えてくるわけです。

その中ですね、やはり将来において、河川の増水で被害をもたらすという影響が確かにあります。だからこそ、やっぱり今、整備を、今後見通しをつけて、今後のスケジュールを明確にしていくということが重要になっていくかなとは考えております。

ただ、今の部長の答弁でも、やっぱり土地の関係については、相手さんがあったり、また、JRとの交渉があるということは承知しておりますけれども、やはり将来に対して確実に工事をしていくなれば、今言ったようにやっぱりスケジュール、計画を持って進めていただきたい。要望しておきます。

次に2点目の、三代川の植栽状況とその課題についてですね。以前から、これについても一般質問をさせていただきました。

今現在ですね、マツバギクが植栽されております。雑草が繁殖をして大変な状況になっている。防草シートも敷設されて、現在、何年かたつうちに、その防草シートもですね、古くなってきて、防草シートが穴をあき、そこから雑草の勢いが盛んになって雑草が一面に生えているという状況は、町もご存じやと思います。

その中で、三代川愛護会の方が雑草作業していただいて、大変ご苦勞をおかけしているわけですが、大きなやっぱり負担がかかっているように考えられます。

将来においては、こういった課題を町としては認識をしながら、また進めていかなければならないというように思いますけれども、この点について、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 三代川の管理でございますけれども、三代川愛護会が今日までいろいろと管理に努めていただいております。

三代川愛護会は、三代川流域の10自治会、7農家組合、1土地改良区で構成されておりまして、活動につきましては、昭和41年から現在まで長年にわたり定期的な除草作業や植栽などにより維持管理を行っていただいております。

以前は、草刈りや除草剤散布などによるのり面の雑草繁茂の抑制なども行われてまいりましたけれども、環境面に配慮して除草剤の散布を行わずに草刈りや草引きなどにより作業も行われてきています。

最近では、ご指摘のように、のり面に防草シートを施工したり、マツバギクや花卉などの植生により、除草とともに美化にも配慮した維持管理を行っていただいております。

三代川愛護会の維持作業は、毎回数十名の方々の参加をいただき実施されていますけれども、近年の気象状況の変化も相まって雑草の繁殖が激しく、十分な管理状態を維持できていないという状況になっており、雑草の繁茂を抑制する対策が今後の課題となっています。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） そのとおりであります。今回、こういった質問に対してですね、やはり河川の状況を見ますと、ますますそういった悪化する状況にもなっておるといのが現状でございます。

とともに、先ほども言いましたように、河川を管理する方の高齢化も相まってですね、また負担がなおさら大きくなっているというのが心配されるわけですが、そこでですね、3点目の、今後の三代川の美化活動事業の充実についてであります。

町として、このような課題について認識をされておりますが、将来の三代川の環境を守るための作業を進めていくことが地域の良好な環境につながることから、今後、三代川美化活動事業の充実について、お伺いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 今後の美化活動の充実ということでございますけれども、極力、三代川愛護会の負担を軽減して適切な維持管理状態を維持できるように、雑草の繁茂を抑制する効果が見込まれる植栽など新たな対策方法につきましても、三代川愛護会や県とも協議をし、調査研究を進めまして、今後の三代川美化活動事業の充実を図ってまいりたいと考えています。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 実際、河川ののり面の雑草の抑制の方策ということで私もいろいろと調査をしましたら、いろいろなやっぱり方法があると。例えば雑草、今生えている面に対しまして、芝を張ったりしてですね、その抑制を図るとか、いろいろな方法があるわけですが、町としては、まずはそういったものを研究するということでもありますけれども、まずは、研究する後においてですね、モデル区間を設けてですね、まずは愛護会ともご相談を申しあげて、一定のそういった施策をしながらですね、進めていくというのがいいかなとは私は思います。

ただ、やはり愛護会の方とよく相談してですね、この件につきましては、恐らくは将来において大変な状況になることから、できれば早期にですね、相談をかけていただいて、対策を図っていただくよう要望しておきます。

それでは、2番目、学校安全ボランティアの充実ということで、日ごろより、児童生徒の安全を守るために、地域全体で犯罪を未然に防ぐための環境づくりとして、学校安全ボランティアの方々が各地域で活動していただいております。また、PTAを初め住民の皆さまのご協力により、通学路のパトロールなどが行われています。

学校安全ボランティアは、平成17年度から募集されており、今年度で10年目を迎え、今や住民の方々には活動の重要性が定着しています。

しかし、依然として子どもを取り込んだ犯罪は複雑化しており、悪質な犯罪を未然に防ぐためには、各地域での連携と子どもを守るための意識、さらには学校安全ボランティアの後押しなどの環境づくりが重要と考えます。

そこで今回、主にボランティアの緊急時の対応や、また、ボランティアの活動分布の拡充について質問をさせていただきます。

まず1点目の、学校安全ボランティアの活動の現状についてであります。

このボランティアの方々が子どもを守るために活動していただいておりますボランティアの募集から10年、多くの方々が登録していただき、安全の確保に努めていただいておりますが、その現状について、お伺いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今、質問者の方もご説明をされたようにですね、子どもを取り巻く環境は、年々複雑化をしてきております。中でも、悪質な犯罪から子どもたちを守るためには、学校、家庭、地域の方々、そして行政の連携した取り組みが必要となってきました。

本町におきましては、学校安全ボランティアを募集し、登下校の巡回や見守り、そして児童への声かけなどをお願いしてきているところでございます。日ごろから、子どもたちの安全安心のために、自分たちのできる範囲の中で活動をいただいているところでございます。

また、町広報紙におきまして、年2回、学校安全ボランティアを募集しておりまして、本年の12月1日現在では84名の皆さまに登録をいただいております、それぞれの地域で活動をしていただいているところでございます。

この登録をしていただいた方々には、安全に活動をいただけますよう、児童生徒の誘導に使う案内旗や危険を知らせる笛、そして安全ベスト、ここに学校安全ボランティアがいると一目でわかるような被視認性の高い安全ベストを配布をしておりまして、あわせて活動についての留意事項につきましても説明をしているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 安全ボランティアの方々が公募をされるときに、そういった経緯を経て説明をしていただいているわけですが、特に、初めてこういった活動に参加される方にとっては、現場で不安が伴う事象があるとは思いますが、特に、何かが起こった場合の対処の仕方について、どのようにしたらいいのか、その手だてというのが必要になってくるとは思います。

そこで、2点目の質問ですが、学校安全ボランティアの緊急時の対応における活動マニュアルについてであります。

登下校時の見守りの中で、緊急時の対応の際には、素早く関係機関への連絡をとるなどの対応が必要と考えます。特に有事のときの初期の対応が大きな事態に発展する場合があります。

そのためには、緊急時の対応におけるマニュアルの作成や、また、緊急連絡先を記したカードをふだんから携帯することで、有事のとき迅速に対応することができると思いますが、このことについての町の見解をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 先ほども申しあげましたが、学校安全ボランティアの皆さまには、登下校時の見守りや声かけなど、日ごろから子どもたちの安全安心のため、自分たちのできる範囲の中で活動をいただいているところでございます。

ボランティアは、決して強制されるものではございませんが、質問者がおっしゃいますように、初期対応のおくれが重大な事態に発展することも十分考えられるところでございます。

現在におきましても、例えば、不審者の情報でありますとか、蛇が出た、蛇の出没であるとか、危険箇所等、その都度、学校あるいは教育委員会のほうにお知らせをいただいているところでございますが、初めてボランティアとして活動される方々が安心して活動ができますよう、また、慣れた方でもとっさのときに迅速かつ確実な方法で対応していただきますように、緊急時の基本的な対応あるいは連絡先を記載したマニュアル等の作成を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） そういう形をお願いしたいんです。また、今後ですね、行政として、こういったボランティア、10年が経過いたしまして、定着する中においてですね、また、周りの環境、犯罪等が増加する中、現場ではどういった事態が起こるかわか

らないということを想定に入れながらですね、そういった中身を精査しながら、今後、活動における体制づくりをさらに考えていただきたいと思います。

次に、3点目なんですけども、学校安全ボランティアの活動分布と拡充について。

これは、住民のお1人の方からご相談をいただきましてですね、この質問になったわけですけども、というのは、やはり地域においては、ボランティアの方が斑鳩町において満遍なくおられたらいいんですけども、なかなかそういった状況にはなっていない。

当然ながら、このボランティアの方は自分の地域から来て公募されているから、その限られた地域の方がそういった地域のボランティアになっていると。

しかし、全体を見通した場合にですね、やはり、果たしてどのような状況になっているのか、これをまずは町としては、こういった活動の分布図というんですか、作成し、その中で、ボランティアの方が不足している地域はないのか、偏っているのか、どこに偏っているのかということを見ながらですね、将来のボランティアのこの均衡性を図っていくというのが重要であり、また、将来における拡充も必要であることから、これについての町の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 先ほどからも申しあげておりますように、学校安全ボランティアの皆さまにおかれましては、見守りや声かけなどを必要とする地域で、自主的・自発的に活動いただいております。

このために、地域によっては、活動範囲あるいは活動時期、活動内容に差異が生じることもあり得るのかなというふうに考えております。

ご質問の活動地域の分布図を作成することについてでございますが、分布図を作成することによりまして、今おっしゃいましたように、活動が活発な地域とそうでない地域が一目でわかり、活動範囲を広げようとするきっかけとなったり、あるいはまた、活動が少ない地域では新たなボランティアの喚起につながったり、さらには取り組みの成果が目に見えてわかることで活動の活性化につながるなどの効果も期待できると考えられます。

しかしながら、学校安全ボランティアは、何度も申しあげますが、自主的・自発的に活動されておまして、その態様については一様ではないこと、また、そうした情報をどのように把握し、どのように管理していくのかといった課題も考えられます。

また、個人的に活動されておられる方もおられますので、こうした分布図の作成については、こうしたことを十分に考慮に入れながら、調査研究をしてまいりたいというふ



うに考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 学校安全ボランティアの実質的な活動から、先ほど申しあげましたように、10年の節目に当たりですね、各地域での状況ですね、やはり町としても十分把握しながら、今後、ボランティアの拡充と評価に努めていただくよう要望しておきます。

それでは、3番目の避難所の安全確保と運営のための整備の充実についてであります。

地域の避難所は、災害時には、地域住民の応急避難所としての役割を果たすため、その安全性の確保は極めて重要であることは言うまでもありません。

東日本大震災では、学校施設にも甚大な被害が発生し、柱や梁などの構造体の被害だけではなく、天井や照明器具、外壁・内壁など、いわゆる非構造部材も脱落し、避難所として使用できないことや、また、学校施設において児童、生徒がけがをしたことも発生しています。特に、体育館等の大規模空間の天井については致命的な事故が起りやすく、構造体の耐震化が図られている施設であっても、天井脱落被害が発生しています。こうした被害を踏まえ、国土交通省では、被災以降、天井脱落対策に関する新たな基準が検討されています。

将来における災害に備えた避難所の安全確保とともに、一方では、避難所での運営など、特に災害弱者に視点を置いた避難所の充実強化について指摘されていることから、これらについて質問をさせていただきます。

まず1点目の、避難所における非構造部材等の耐震化対策の進捗状況であります。

以前にも、非構造部材の実態について質問させていただき、一定の答弁がされていますが、その後、国の防災減災対策が進む中、現在、避難所となる公共施設の照明器具などの耐震化の整備状況は、その後どのように進んでいるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 町の避難所におきます非構造部材の耐震化対策の整備状況についてというご質問でございますけれども、まず、町の指定避難所につきましては、建物の崩壊により甚大な被害が起こらないように、建物の耐震化を最重要課題として、昭和56年6月以前に建築された建物について耐震補強を進め、あゆみの家を除き、平成25年度までに耐震化が終了しているところでございますが、ただいま質問者がおっしゃいましたように、東日本大震災におきましては、天井材の落下により応急避難所と

して使用できなかった事例など、避難所施設において被害が発生し、天井材、内装材、照明器具、窓ガラス等の非構造部材の耐震化の重要性が認識されたところでございます。

まず、学校施設の非構造部材につきましては、斑鳩小学校では、LED化工事にあわせて、教室の照明器具を天井吊から直づけタイプにかえております。また、これまで行っております斑鳩西小学校、東小学校の耐震化工事にあわせて、体育館の照明器具の転落防止のワイヤーの取り付けを行っておりますが、それ以外の学校や非構造部材につきましては、まだ耐震化を行っておりませんが、耐震化は必要であるという認識をしております。

また、学校施設以外の避難所施設につきましては、法隆寺五丁地区地域交流館は既に建設時において非構造部材の耐震化を行っておりますが、それ以外の避難所施設の非構造部材の耐震化は行っておりませんが、今後、検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後、避難所施設の非構造部材の耐震化を進めていくという中で、まずは各避難所の総点検を行っていただいておりますね、その後に、その点検後において判定をし、改修すべきもの等々ございますが、最終的には、そういった改修時において費用が発生するわけでありまして。

こういった耐震化、以前から耐震化することに対しての国また県の補助がついているわけですけれども、こういったあとのですね、避難所での非構造部材についての国あるいは県の補助制度があるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 公共施設の避難所の非構造部材の耐震化対策についての国・県の補助制度についてでございますが、学校施設につきましては、国の防災機能強化事業交付金として、建築非構造部材の耐震化工事等の整備費用に対して交付金が交付されます。

また、学校施設以外の避難所施設につきましては、個々の非構造部材の耐震化工事の内容によって、国の緊急防災・減災事業債として活用できるという場合もございますので、事業の実施の際には、確認をしてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） はっきりしたことは、まだ何かわかっていないような感じもしますけれども、国においては、防災・減災対策ということで打ち出しがされているわけで

すから、今後ですね、その補助金について、国はどのようなふうな動向を示しているのかということ注視していただきたいと思ひます。

また、その後においてですね、有効に活用できる内容の事業を進めていただくよう要望しておきます。

次に、2点目の避難所運営マニュアルの作成の状況について。

これも以前にですね、避難所運営の必要性と作成についての質問をさせていただきました。進める方向で検討するというところで、答弁がありましたけれども、以前に、現在、それからどのように進んでいるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） この避難所運営マニュアルにつきましては、現在、策定を進めているところでございますけれども、この施設の管理者あるいは自主防災組織などを中心とした避難所内の住民組織の自主的な活動により、避難所の開設を指示、準備、自主避難への対応、避難所の開設・運営手順等を定めるものでございます。

現在、見直しを行っております町の地域防災計画におきまして、避難所の開設・運営については、町は、各避難所施設の施設管理者の協力を得て、斑鳩町避難所運営マニュアルに基づき、避難所を運営・管理し、自主防災組織を中心とした避難所内住民組織の自主的な活動によって避難所の運営が行われるように支援することといたしております。

また、奈良県で作成しております避難所運営マニュアルでは、特に、避難所の管理運営の留意点として、東日本大震災を教訓として、避難所生活の長期化に対応して、高齢者や障害者、あるいは女性、子どもなどの専用スペースを確保するほか、車椅子の配置を行うことなどが必要であるとしております。

こうしたことから、ただいま作成中ではございますけれども、町の避難所運営マニュアルにつきましては、特にこの災害時要援護者の生活環境への配慮を重視したマニュアルにしていきたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 避難所運営マニュアルが、災害が発生し、身に危険が迫ったときの情報不足や、やはり避難行動に大きなハンディキャップを持つ方が被害が拡大しないように、この災害弱者の視点で避難所での運用を考えていく必要があります。

そこでですね、3点目の災害弱者の視点からの運営について、特に避難所生活においてさまざまな視点から考えていかなければなりません。その点について、主に3つの項目についてお伺ひをしたいと思います。

まず1つ目に、防災会議で女性の意見がどのように反映されているのか。

防災計画の見直しに当たり、防災会議の委員には、女性の方も委員になり、女性の視点から防災計画に反映することが必要と思いますが、どのように考えられているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 本町の防災会議の委員につきましては、これまで、警察署でありますとか、消防署あるいは消防団などの防災関係機関等から委員を任命しておりまして、15名の委員の全てが男性となっております。

しかしながら、平成24年6月に災害対策基本法の一部が改正されましたことに伴いまして、平成24年12月に、本町の防災会議条例の委員構成の見直しを行っております。「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」を新たに委員として任命できるよう、新たに加えております。

このことから、次期防災会議の委員には、女性の方を任命してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 防災対策基本法が一部改正されたということの流れの中で、今回、女性の任命、登用のほうが積極的に推進されるという方向に、流れになってきたとは思いますが。

特に、女性の視点というのが、男性にわからない、やっぱり視点を持って意見も出ますし、実際にそれが現場で投影され、実施された場合における効力が発揮されると私は考えております。

そういう意味では、今回、女性を任命してまいりたいということですので、よろしく願いをしておきたいと思っております。

次に、2つ目に、乳幼児品や女性用品などの必要な物資の確保について。

避難所生活を送る中で、赤ちゃんや女性にとってどうしても生活に必要なものがあります。その必要な物資の確保が今後重要と考えますが、町の見解を伺います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 乳幼児品や女性用品などの必要な物資の備蓄についてでございますけれども、現在、乳幼児用品につきましては、紙おむつでありますとか、粉ミルクを優先して備蓄をしておりますけれども、女性用品につきましては、現在のところ備蓄していないという状況でございます。

しかしながら、避難所での避難が長期化したような場合には、こうした女性用品も必要となるという場合が出てまいりますので、これらの備蓄につきましても、今後、進めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） よろしく願いしておきます。

続いて、3つ目に、避難所での女性専用のスペース確保について。

避難所の開設時には、女性専用のスペースの確保をするなど、弱者優先の配慮をすることで、今後、安心して避難所生活ができると思っておりますが、どのように考えられているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 避難所での女性専用スペースの確保についてでございます。

これにつきましては、国の指針では、避難所の受け入れに当たっては、乳幼児連れ、あるいは単身女性等のエリアの設定、間仕切り用パーテーション等の活用等、女性や子どもに配慮するため、プライバシー及び安全・安心の確保の観点から対策を講じることとなっております。

避難所の中で、女性の専用のスペース、別の部屋を確保できるという場所があればよろしいですが、そういう場所がない場合には、町のほうでは、こうした避難所の簡易の組み立て間仕切りパネル、これを備蓄をしてくれております。

しかしながら、この間仕切りにつきましては、高さが1メートルで、上部はオープンということで、プライバシーの確保ができにくい構造となっておりますことから、今年度から、よりプライバシーの確保ができる間仕切りのできるものを備蓄していきたいというように考えております。

この間仕切りにつきましては、高さが1.5メートルございまして、屋根が半面ついているということで、先ほどの、以前の間仕切りよりもプライバシーの確保がしやすいというように考えておりますので、この女性専用のスペースを確保する上では適しているのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 女性に配慮した観点から、そういった形での変更をしていただいたように思います。今後ですね、災害弱者として、女性の視点での避難所の運営のあり方、また、今回は質問しましたが、以前にも、高齢者の方、さらには障害者への視点での運営についても、今後、配慮していかなければなりません。

今後、防災計画の見直しに際しまして、充実したものになるよう要望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、11番、飯高議員の一般質問は終わりました。

10時10分まで休憩いたします。

（午前 9時50分 休憩）

（午前10時10分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、2番、小林議員の一般質問をお受けいたします。

2番、小林議員。

○2番（小林誠君） それでは、通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます。

斑鳩の魅力発信についてを質問させていただきます。

斑鳩町には、歴史的・文化的資源と自然環境が一体となった魅力ある町であり、地域固有の風情やたたずまいを醸し出している良好な環境は、貴重で重要な観光資源であります。これらを、斑鳩町ホームページのリニューアルにあわせてどのように町内外に斑鳩町の魅力をPRしていくのか、また、それらの観光資源、地域資源を後世に継承していく、保存していく覚悟について、質問させていただきます。

まず初めに、1番目のホームページのリニューアルについて、どのようなコンセプトに基づき新しくしていくのか、また、町民ニーズの多様性や災害時なども想定したリニューアルとなっているのか、お伺いします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 斑鳩町のホームページにつきましては、平成10年7月に開設をいたしておりまして、開設後、平成13年度に英語版ホームページを設け、平成15年度には、より一層活用していただけるようリニューアルを行い、新たにキッズコーナーを開設をいたしております。

さらに、平成21年度にホームページ作成・管理するシステムを導入し、ページ構成などのリニューアルを行い、利用者の視点に立ったページづくりなど、利便性の向上を図っております。

また、平成25年5月から、ページ構成や掲載内容について整理、見直しを進めると

ともに、本年4月には斑鳩町フェイスブックを立ち上げ、広く町政情報の提供に努めているところでございます。

しかしながら、増大するユーザーニーズの多様化や、高齢者や障害者にとっても使いやすいアクセシビリティへの対応、さらには災害時における被害・復旧情報等の安定した提供、ソーシャルネットワーキングサービスとの情報の共有なども想定し、かつ、効率的にページ作成や管理を行う環境整備が求められております。

こうした情報処理技術の進歩やインターネットによる情報提供の変化などを踏まえ、本町からのインターネットを通じた情報提供が適切に行えるとともに、ホームページ作成管理の効率化を目指すため、平成27年度において、町ホームページのリニューアルを行ってまいりたいと考えております。

町ホームページのリニューアルに当たりましては、利用者の視点に立った見やすさ、わかりやすさ、探しやすさを最優先とした、誰もが使いやすいホームページを基本方針に、誰もが目的の情報に快適にたどりつける、そして、支障なく利用できるサイトの構成、また、災害発生などの緊急時の情報提供、さまざまな障害に強い安定したシステムの構築、斑鳩町の魅力を発信できるホームページの構築、作成者が容易にコンテンツの作成・管理ができるシステムの構築などの視点からリニューアルに取り組んでまいりたいと考えております。

また、リニューアルに際しましては、現状の維持管理費より費用がかさみますが、サーバーの容量を増強して、発信する情報量の増加や速報性に対応できるものとし、より多彩でわかりやすい情報発信を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 今おっしゃっていただいた担当課の思いを全て実現することのできるホームページにするにはですね、やはり費用との関係で、どこまで実現できるのか、まだ現段階では検討段階にありますが、今より多彩で、魅力ある情報を発信できるように取り組んでいただきたいというふうに思います。

では次に、せっかくホームページをですね、新しくしても、やはりホームページを見てもらう仕掛けがいるというふうに考えております。町ホームページを見てほしいと思う情熱が相手に伝わる仕掛けが要ると考えます。今までどおり、各種案内、通達だけでは、一般の人々はなかなか見ません。見る必要がないからです。せっかくホームページをリニューアルするのであれば、今までに見ていなかった人々、情報が伝わっていなかった人々にも斑鳩の魅力を再認識していただくチャンスだと考えます。

その手段の1つが、私は動画だと考えています。多くの情報を短時間で伝えられるなどのメリットがある動画を、斑鳩町の魅力を伝える手段として活用してみてもどうかと考えます。

実際に先進地の自治体では活用しているところもありますが、斑鳩町としてはどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 先ほども答弁させていただきましたが、町ホームページのリニューアルに際しましては、現状の維持管理費より費用はかさみますが、サーバーの容量を増強して、発信する情報量の増加や速報性に対応できるものとし、より多彩で、わかりやすい情報発信を行ってまいりたいと考えております。

このことから、より多彩でわかりやすい情報発信の1つの方法といたしまして、写真コンテンツや町のPR動画などを掲載することは容量的にも可能であると考えており、本町の魅力発信、利用者が楽しめるホームページの構築といった観点からも、今後、町ホームページのリニューアル計画の中で検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 今回は前向きな回答をいただきまして、ありがとうございます。

まずはですね、行政が発信していくべき情報が伝わる動画から検討していただきまして、いずれは、ご回答いただきましたように、見る人が楽しめるような遊び心のあるホームページになるように検討していただきたいなというふうに思います。

今の時代、お金をかけずにですね、簡単に素人でも動画、高画質の動画をつくることができます。奈良県の葛城市では、数年前から撮影講座を開き、住民による動画の郷土PRを行っておられます。その取り組みもですね、ぜひ調べていただき、どんどん住民を巻き込んでいろいろな動画を提供していただきますようお願いを申し上げます。

では次に、広告料金収入についてと書かせていただきました。

これはですね、今の斑鳩町のホームページでは難しいのかもしれませんが、リニューアルに伴い魅力あるホームページになれば、難しい話ではないと思っています。

広告収入による収益のアップの鍵は、魅力ある動画、人気動画があるかどうかであるという課題がですね、はっきりしていますので、あえて今回質問させていただくのはですね、自主財源の確保という観点から、将来に向けてぜひ検討していただきたい。また、自主財源の確保のためにも、魅力ある動画をですね、どんどんつくっていただきたいと



いう思いから、町がホームページのリニューアルにあわせて、どのように考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 広告料収入についてのご質問ということでございますけれども、現在、町では平成19年3月に、斑鳩町公共物有料広告掲載取扱要綱とその取り扱いを定めた町広報紙並びにコミュニティバスに係る広告掲載基準を策定をいたしまして、町広報紙とコミュニティバスにおいて有料広告の掲載を行っているところでございます。

町のホームページにおきましては、ただいまご提案いただきました有料広告の掲載、いわゆるバナー広告は行っておりませんが、町のホームページのリニューアル計画の中で、新たな自主財源確保の1つの取り組みとして、先進地での事例も参考にさせていただきながら、導入に向けての検討をしてみたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 新たな自主財源の確保に向けて、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。少額だと思われ方もおられるかもしれませんが、やはりこつこつとですね、お金を稼ぐ努力と言いますか、意識がもっともっと必要な時代になってくると思いますのでね、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

4年前にもですね、図書館の雑誌についての、公共物等の有料広告されてもどうかという話をさせていただきましたけれども、そういうふうに町をあげてですね、いろいろな自主財源の確保に取り組んでいただきたいというふうに要望をさせていただきます。

最後にですね、地域資源・観光資源を守り抜く覚悟についてというふうに書かせていただいております。

斑鳩町は、古都保存法や風致地区条例、景観法等の規制によりまして、良好な景観が保全されてきました。しかし、それでも開発等の進展による沿道景観との不調和等に対応するため、斑鳩町のほうが、平成23年に斑鳩町景観条例を施行して、斑鳩町の里にふさわしい地域住民の生活と一体となった景観を守るために、今日まで努力をされてこられました。斑鳩町には、登録指定文化財が、国、県、町を合わせますと、合計235件あります。これ以外にも、斑鳩町史には、斑鳩町の歴史を今に伝えるたくさんの地域資源があることを教えてください。

斑鳩の里の歴史的資源を後世に継承するために、都市整備部としてどのように考えているのか、そして、龍田大橋東詰の大道標が移設された経緯について、お伺いをいたし

ます。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきましたうち、龍田大橋東詰の大道標ということでございますけれども、この龍田大橋東詰から猫坂の間につきまして、もともと歩道がなく、路肩の歩行者が通行されていた状況にございました。

また、一部通学路でもあることから、以前から歩道設置が懸案となっていた区間でございまして、平成20年度から奈良国道事務所におきまして測量設計等が実施され、平成21年度以降に地元説明、用地買収を経て、平成25年度から工事に着手をされています。

石碑が移設になった経緯でございますけれども、新たに道路を拡幅して歩道を設置する場所に当該石碑がございまして、通行上の妨げとなったことから、移設が必要となりました。移設先につきましては、もともとあった場所の近隣へということで、奈良国道事務所より龍田川の河川管理者でございます奈良県や近隣住民の方々とも協議をされましたけれども、移設場所の確保に至ることができませんでした。そして、当該石碑の所有者である宗教法人朝護孫子寺と事業用地外への移転ということで補償契約を平成26年9月2日に締結をされまして、9月16日に信貴山に移設をされています。

当町では、法隆寺を中心とした拠点通過型観光から散策・回遊・着地型観光への転換を進めているところでございまして、道路整備等の事業実施に伴い移転が必要となる場合、町内各地の地域資源あるいは観光資源となり得る建築物や石碑などにつきましては、保存及び利活用について関係機関とも十分協議して、最善の対策を講じてまいりたいと考えています。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 私もですね、移設の必要性については納得することができます。しかし、この大道標についてはですね、斑鳩町内にある他の道しるべというか道標と違いまして、斑鳩町史には、注意すべき道標であると明記されております。町外に移設されたのが本当に最善の対策であったのか疑問が残ります。なぜなら、移設について3点納得できない点があるからです。

1つ目が所有権、2つ目が、国と河川管理者との移設協議の内容、3つとして、移設された移設後の場所について、特に納得できないからであります。

まず、1つ目の所有権についてはですね、斑鳩町史にもはっきりと載っておりません。斑鳩町、三郷町、王寺町にもですね、同じ役割を果たすために、同じ時期に建てられた

道標が3つあります。各町の道標にもですね、どういう方々がどのような目的で建てられたかということについては書いてあるんですけども、やはり所有権まではっきりわかっているような文献というのはなかなかありませんでした。

しかし、やっぱり、建てたあとにですね、結構寄附するケースがあるといいますので、恐らく国のほうでもそういうことがあるので、信貴山のほうが所有権があるのではないかなというふうに思って補償契約をされたのかもしれないんですけどもですね、道標とは本来、地域の方々が守ってこられた地域資源であると考えますのでね、やはりその点についてはやっぱり、所有権の問題については、得心、納得できる状態では、私自身としてはありません。

2つ目としてですね、国と河川管理者の協議について疑問が残りました。河川管理者に今回の件をお話ししますと、全く関係のないものを移設するのは無理ではあるが、龍田大橋東詰にあった道標であるならば、町が希望するベストな場所に移設することができるのかはわかりませんが、協議はできるような、協議の余地があるようなお話でした。

今回はですね、移設しなければいけないので、そうなってきますと、道標としての使命というのはもう今後果たせなくなってしまいますけれども、それでも近隣に移設できるなら、町内に移設できるならですね、やはり地域資源の喪失にはならなかったのではないかというふうに考えます。

3つ目がですね、一番納得できない理由なんですけれども、その移設先ですよ。私も初めは担当課の説明に納得していたんですけどもね、この移設先に納得できないので、今回ちょっといろいろ調べさせていただいて、今回の問題提起にさせていただいたんですけども、その移設先も、前に僕が言ったですね、2つの理由についてはですね、国が言うとおりのならば、移設先も、歴史的資源として当時の街道のにぎわいを後世に断片的に伝えることのできる、地域資源として活用できるような場所に移設されるのであれば納得できるんですけども、本当に移設先がですね、誰も通らない、そして、それを見るために車をとめるような場所もないところに移設されました。

今回のその移設先を見て、そもそも所有者であるかもしれない信貴山がですね、本当にどうしてもそれを引き取りたかったのかという問題とですね、もし本当にですね、河川管理者が絶対に竜田川公園のあのあたりにですね、移設を認めなかったとしたらですね、斑鳩町内に移設できなかったのかなというふうに思います。そのための努力ですね、そのための努力、国と県、国と所有者、地域との交渉かもしれないけども、その交渉

に町がですね、やっぱり、もっともっと介入できなかったのかなという思いがあります。

やはり、大道標、1810何年に建てられたというふうに書いておりますのでね、今まで先人たちが守ってこられましたその地域資源をですね、今を生きる私たちがですね、守っていかなければならないという意識というかですね、覚悟はあったのかなというふうに思っています。

また、移設された9月といいますと、斑鳩町が法隆寺周辺を規制緩和する案を記者発表し、連日新聞にですね、散策・回遊・着地型観光を目指す報道されていた時期でもあります。

まずは法隆寺周辺からどんどん散策できる地域を広げていく、将来を見据えた観光化対策であったというふうに私は思っています。

そんな地域活性化のですね、その機運が、住民さんや地元の商売人とお話ししていると、地域活性化の機運が確かに感じられたこの時期に、斑鳩町史にも注意すべき大道標と掲載されていまして地域資源の1つがですね、失われたことを、私は本当に残念に思います。

今回の私の質問を契機にですね、二度と町外へそういう大切な地域資源がですね、なくならないように、本当に最善の策をとっていただきたいというふうにお願いをさせていただきます。要望だけで終わらせていただきます。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、2番、小林議員の一般質問は終わりました。

次に、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。

5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） これから一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いたします。

ことし5月に日本創生会議が公表した人口推計がマスコミで取り上げられたことにより、話題になっております。住民の方々からも、斑鳩町は大丈夫ですか、対策はとっておられるのですかという話を耳にいたします。

そこで質問いたしますが、斑鳩町は、人口推計に対しどのようなことを想定しているのかをお伺いします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 国立社会保障・人口問題研究所が平成24年1月にまとめられた日本の将来推計人口では、日本の総人口は、2010年、平成22年の1億2,80

6万人から2048年、平成60年には1億人を割り、2060年、平成72年には約3割減の8,674万人になるものと推計されております。

また、同研究所が同年3月にまとめられた地域別将来推計人口では、市区町村の総人口は、2040年、平成52年には、約7割の市区町村で、2010年、平成22年と比べ2割以上減少する中で、65歳以上人口が40%以上を占める市区町村が半数近くになると推計し、地方の深刻な人口減少を指摘をしております。

さらには、ことし5月に民間研究機関、日本創生会議が公表した人口推計では、人口減少の要因は、20歳から39歳の若年女性の減少と、地方から東京を初めとした大都市圏への流出の2点と指摘した上で、地域間の人口異動が将来も収束しない場合には、地方の若年女性の減少により、2010年、平成22年と比較して、若年女性が50%以下に減少する、いわゆる消滅可能性都市に該当する市区町村は、国立社会保障・人口問題研究所推計の373市区町村から、全国の約半数に当たる896市区町村に大幅に増加するものと分析をしております。

本町の推計人口につきましては、国立社会保障・人口問題研究所推計を準拠してシミュレーションいたしますと、2040年、平成52年には、総人口は2010年、平成22年の2万7,735人から5,419人、19.5%減の2万2,316人に減少いたします。

さらに、各年齢別の人口を見ますと、65歳以上の高齢人口が、1,134人、16.9%増の7,857人に増加する中で、15歳から64歳までの生産年齢人口は、5,258人、30.5%減の1万1,956人に、0歳から14歳までの年少人口は、1,295人、34.1%減の2,503人に減少いたします。

また、20歳から39歳の若年女性は、1,110人、32.7%減の2,282人に減少いたします。

一方、日本創生会議の推計をもとにシミュレーションをいたしますと、人口減少傾向はさらに加速をいたしまして、2040年、平成52年には、総人口は、6,114人、22.0%減の2万1,621人まで減少いたします。

各年齢別の人口は、高齢人口が、854人、12.7%増の7,577人に増加する中で、生産年齢人口は、5,680人、33.0%減の1万1,534人に、年少人口は、1,288人、33.9%減の2,510人に減少をいたします。

若年女性は、1,177人、34.7%減の2,215人に減少し、若年女性の減少は一層の少子化を進め、人口減少を加速させることとなります。

本町はかつて主に若年層、あるいは成人世代の流入に支えられて人口がふえ続け、人口構成の面でもバランスのとれた状態でありましたが、流入人口の減少や少子化傾向が重なることで、現在は60歳台をピークとした年齢構成となっております。

このように、このまま高齢化が進み、若年層がふえない状況が続いた場合には、働き手が少なくなり、労働生産性や活力の低下につながるほか、若者が減少することで、地域コミュニティや相互扶助による社会保障システムの維持に支障が生じるおそれがあるほか、子どもの数が少なくなり、人間関係や社会性の発達にゆがみが生じる教育上の問題なども懸念がされます。

さらには、生産人口の減少に伴い税収入が減少する一方で、高齢人口の増加に伴う扶助費、国民健康保険事業や後期高齢者医療などへの拠出金が増大するなど、過度な人口減少が続けば、深刻な財政危機に陥る危険性もはらんでおり、町が持つ課題や新しい時代に対応しきれないということが予想をされます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） もし、日本創生会議の人口推計どおりに、2040年には若年女性が34.6%も減少し、一層の少子高齢化が進み大変なことになってしまいます。

では、現時点で、今後どのように対応されるのかをお伺いします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 国におきましては、人口減少は国家の根本にかかわる問題であるとの認識のもと、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、去る11月21日に、人口減少克服や地域経済活性化の基本理念を示したまち・ひと・しごと創生法が可決・成立しております。

この法律は、人口減少に歯どめをかけ、東京への一極集中を是正するため、出産や育児をしやすい環境づくりや、地方での雇用創出を進めることを基本理念に掲げ、平成27年度から5年間の人口減少対策の取組方針、総合戦略の策定を明記しております。

また、都道府県と市町村には、各地の実情に応じた地方版総合戦略をつくる努力義務を課しております。この地方版総合戦略は、平成28年3月までに各自治体に地方版総合戦略を作成するよう求めています。

本町では、第4次斑鳩町総合計画におきまして、人口構造やライフスタイルの変化に対応した新しい生活支援と地域活力の創出を大きな課題として捉え、この課題に向けた取り組みを進めておりまして、安心して子どもを産み育てられるような生活支援の仕組みづくりや、子どもが健やかに育つまちづくりを鋭意進めてきたところでございます。

その成果といたしまして、総人口が平成21年の2万8,656人から平成25年には2万8,413人と減少する中で、年少人口は平成21年に3,852人であったものが、平成25年には3,923人まで増加をしております。

しかしながら、人口減少の問題は、社会経済全般にかかわることから、子育て支援だけではなく、産業や雇用、進学など、総合的なあらゆる取り組みが不可欠でございます。特に、生活の基盤を支える観光振興によるにぎわいのある町づくり、産業・雇用は重要な要素でございます。これらの要素は、近隣市町村との連携や、奈良県全体で取り組んでいかなければならないものと考えております。

その結果として、住みやすく、そして訪れやすい町になることが、人口減少社会の解決にもなると考えております。

また、これらの施策を維持向上していくためには、受益と負担の公平性の確保の視点に基づく使用料、手数料等の改定、選択と集中の視点に基づく高齢者福祉や子育て支援を含めた全ての町単独事業の見直しなど、歳入歳出両面にわたる取り組みを進めていかなければ対応できないものと考えております。

そうしたことから、まち・ひと・しごと創生法の成立を踏まえ、本町におきましても、町の人口減少対策及び地域活性化対策について検討するため、町長を本部長とする斑鳩町まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、子ども・子育て支援、健康長寿・医療、観光・経済振興、都市・環境推進など、地域創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための総合戦略及び人口ビジョンを策定し、その推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 斑鳩町としても、人口減少問題に対し、斑鳩町まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げるということですが、その創生本部が形だけに終わらないようにしていただきたいですし、その成果を議会にも随時報告願いますことを要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

町の将来は、いろいろな角度から見ますと、やはり人づくりになり、子どもたちへの教育ということになると思います。

そこで、今の町立の小中学校の授業をさらに充実させることについて、質問させていただきます。

まずは、夏季休業期間での補習について、これまでと今後の教育委員会の取り組みについて、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 夏季休業期間中の補習についてのご質問でございます。

現在、学力について補習を必要とする児童生徒でありますとか、みずから補習を希望する者などを対象に、それぞれの学校におきまして、教員による基礎学力を中心とした補習を実施しております。主に夏季等の長期休業期間で、小学校では5日程度、中学校では5日から10日間程度を実施している状況でございます。対象者は、主に補習を必要とする児童生徒であります。受験を前にした生徒も自主的に参加をしております。

また、夏季休業以外の長期休業期間中においても適宜実施をしているところであります。

一方、全国的に学力向上への関心が高まります中、一部の市町村では、2学期の始業式を繰り上げて授業を開始する学校や、地域の人材を活用した補習を実施する学校などが見受けられますが、これにつきましては、保護者や地域の理解、地域の人材の確保などの課題もあるというふうに聞いております。

先ほど申しましたように、本町では、現在、各学校において基礎学力を中心とした補習を行っているところであります。今後は、より多くの児童生徒の参加により、基礎学力に加えて応用力を高めることができる補習も実施することを検討する必要があるのではないかというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今、回答していただいた、基礎学力だけでなく、子どもの学力に合わせた、普段の授業ではできないきめ細かい授業ができるのは、夏休みなどの夏季休業期間になると思われますので、前向きな調査研究をよろしくお願いいたします。

それでは、土曜日に授業や学校行事を行う学校が出てきているようですが、斑鳩町の学校は、今後実施をするつもりはないのかをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 土曜日に授業を行うことについてでございます。全国的には、おっしゃるように、一部の地域で授業時数の増加への対応でありますとか、保護者や地域に開かれた学校づくりの観点等から、公立学校の休業日であります土曜日に振替休日のない運動会等の学校行事でありますとか、公開授業を実施する学校が見受けられるところでございます。

文部科学省が省内に立ち上げました土曜授業に関する検討チームというのがございまして、このチームにおきましては、学校の授業や地域における多様な学習や体験活動を



土曜日に実施することによって、土曜日を充実したものとすることが提案されております。

これを受けまして、文部科学省におきましては、昨年11月29日に、これまで以上に土曜授業に取り組みやすくなるよう、学校教育法施行規則の改正が行われたところでございまして、教育委員会が必要と認める場合は、土曜日に授業を行うことが可能となっております。

本町におきましても、振り替えの休日を設けてはおりますが、保護者や地域の皆さまにより多くお越しいただきますよう、土曜日に授業参観あるいは運動会等を実施しております。教科学習以外の音楽発表会の開催など、児童生徒と一緒に楽しんでいただけるような工夫を凝らした取り組みも行っております。

学力向上への関心が高まりまして、土曜授業の再開を望む声が聞かれますが、平日の授業やクラブ活動のあり方、また、既に土曜日に地域で活動している児童生徒もいる中で、土曜日の過ごし方などの課題もありますことから、今後、先進地の事例なども参考にしながら調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 私自身、土曜授業の復活について、プラス、マイナスがあると考えております。子どもたちが土曜日を有意義に過ごせるように、常に調査研究していただくことを要望いたします。

次に、授業やクラブ活動を充実させる取り組みはどのようなものが実施されているのか、今後の考え方も含め、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 特色のある授業あるいはクラブ活動等々についてでございます。本町独自の特色ある取り組みといたしましては、まず、小学校では、伝統文化の継承を目的といたしました取り組みを行っております。斑鳩小学校では、平成15年から第3学年の総合的な学習において能を学習をしております。この能につきましては、クラブ活動としても実施をしているところでございます。また、斑鳩西小学校では、第4学年が茶道の学習を、斑鳩東小学校ではクラブ活動として和太鼓を取り上げております。

こうした活動は、児童の規範意識を高めるなど、生徒指導上も大きな成果をあげております。それぞれ学校の伝統にもなっております。特色ある貴重な学習時間となっているのではないかと考えております。

次に、中学校でございますが、小中連携教育の実践といたしまして、両中学校の第3

学年の総合的な学習の時間におきまして、英語による法隆寺案内学習を実施しております。これは、留学生の協力も得まして、実際に法隆寺を英語で案内し、英会話の学習と法隆寺の歴史を学習するという取り組みでございます。

このように、斑鳩の伝統や文化に関心を持ち、郷土を愛し、誇りを持つこと、また、体験を通して人と出会い、かかわりあい、つながっていくことで、豊かな人間性を育むことを期待しているところでございます。

また、地域の文化遺産や伝統文化は、長年にわたり先人が守り受け継いできたものでございまして、その先人たちの思いを未来へ伝えていくことを通じて、自分たちの文化遺産を大切にし、誇りに思うとともに、外国や他地域の文化遺産を学ぶことにより、その国や地域の歴史や文化を敬うことになると、つながっていくというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今後は、歴史文化にとどまらず、その都度、子どもたちがスポーツ、遊びなど一生懸命取り組んでいるときの目の輝いている姿を授業に少しでも導入することができればと思うのですが、将来に向け、難しい課題ですが、よろしく願いいたします。

また、新しい取り組みとして、外国語授業をさらに充実させるために、子どもたちにいろいろな発表の場を設けてはと思うのですが、教育長の見解をお伺いします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 文部科学省におきましては、外国語になれ親しませる活動を通じて言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、また、コミュニケーション能力の素地を養うことを目標として、さまざまな活動を行うことを目的といたしまして、平成23年度から小学校におきまして、新学習指導要領を全面実施し、その中で、小学校第5学年、第6学年での外国語活動を必修化したところでございます。

本町におきましても、外国人講師を町独自で配置し、小中連携教育の学習活動において、小学校第4学年から中学校第3学年までの6年間を通して、英語によるコミュニケーション能力の育成を目指した英会話教育を実施しております。

小学校では、英語の得意、不得意にかかわらず、子どもたちが楽しく授業に参加し、英語になれ親しめるような取り組みを進めております。

また、中学校では、単なる英会話の学習だけではなく、友達や教員と英語を用いて積

極的にコミュニケーションを図り、楽しさを体験できるよう取り組んでおります。

先ほども申しましたが、この英会話教育の集大成といたしまして、中学校の第3学年では、法隆寺案内学習を実施し、留学生の協力を得ながら、実際に法隆寺を英語で案内し、英会話の楽しさや法隆寺のすばらしさを体感しております。

ただし、この中学校第3学年ではございますけど、全体の活動ではなっていない状況がございますので、こうしたことから、英会話学習の取り組みを保護者や地域の皆さまに知っていただくことが、児童生徒自身の励みにもなります。それが英会話を学ぼうとする意欲の向上にもつながるということから、学校におけるさまざまな活動の中で、英会話教育の成果を発表できる場を検討してもよいのではないかとこのように考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今後の取り組みといたしまして、学芸会の劇を英語で行い、保護者や地域の方々にも英会話学習を知っていただき、子どもたちも見てもらうことで励みになるのではないのでしょうか。ご検討願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了いたしました。

明日は、午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（ 午前10時50分 散会 ）